

不当な取引行為の指定（平成11年静岡県告示第355号）の一部改正について（案）

改正前	改正後	改正理由
<p>1 (1) 商品等の販売、購入若しくは提供等（以下「取引」という。）の目的を隠して又は商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>1 (1) 商品等の販売、購入若しくは提供等（以下「取引」という。）の目的を隠して又は商品等の取引以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所<u>その他事業者が指定した場所</u>に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商品等の「購入」又は「提供」も対象であることを明確にする 勧誘目的を明示せず、消費者を営業所等以外の第三の場所（一時的な場所を含む）に誘引し、契約の勧誘・締結を行う手口に対応する
<p>(3) 契約の申込みとなることを告げず、若しくは消費者が容易に認識できるように表示せずに、消費者の承諾なく<u>若しくは</u>欺いて、スマートフォン等の電子計算機を用いて入力させる等申込みに必要な情報を取得することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>(3) 契約の申込みとなることを告げず、<u>又は</u>消費者が容易に認識できるように表示せずに、消費者の承諾なく<u>又は</u>欺いて、スマートフォン等の電子計算機を用いて入力させる等申込みに必要な情報を取得することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> 語句の修正
<p>(5) 消費者に、商品等の取引に誘引する意図を隠して利益のみを供与する等著しく事実と相違する表示又は事実と相違することが容易に認識できないような表示で、広告し、又はそのような表示のある文書を送付若しくは配付する行為</p>	<p>(5) 消費者に、商品等の取引の目的を隠して利益のみを供与する等著しく事実と相違する言動若しくは表示又は事実と相違することが容易に認識できないような言動若しくは表示で、広告し、又はそのような表示のある文書を送付若しくは配付することにより、<u>契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1)と同様の表現に改める 「言動」も対象であることを明確にする 広告、文書の送付又は配付による契約の勧誘、締結行為の規制であることを明確にする
<p>(10) 消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤認させるような事実を告げて、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>(10) 消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤認させるような事実を告げ、<u>若しくは表示して</u>、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者契約法第4条第1項第1号の逐条解説において「告げる」には口頭だけでなく書面に記載することも含まれるとされていることから、「表示」する場合も対象であることを明確にする
<p>(14) 自ら官公署、公共的団体等の職員であると誤認させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>(14) 自ら官公署、公共的団体等の職員であると誤認させるような言動若しくは表示を用いて、又は官公署、公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤認させるような言動若しくは表示を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「表示」も対象であることを明確にする

<p>(15) 事業者名、氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>(15) 事業者名、氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手段を限定しない表現に改める
<p>(24) 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康上の不安、老後の不安その他生活上の不安をことさらにあおること等により、<u>消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<p>(24) <u>靈感等合理的に実証困難な能力による知見として、消費者若しくはその親族等の不幸を予言すること、消費者若しくはその親族等の健康上の不安、老後の不安その他生活上の不安をことさらにあおること等により消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、又はそのような不安を抱いていることに乗じ、これらの不幸若しくは不安な事態を回避するために必要である旨を告げ、又は表示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 靈感や超能力等合理的に実証困難な能力による知見を用いた場合の規制であることを明確にする • 不幸や不安の対象を、消費者本人だけでなく、親族及びパートナーシップ制度におけるパートナーを含めた「親族等」に拡大する • 消費者契約法の改正に基づき、不安を抱いていることに乗じ、不幸や不安な事態を回避するために必要である旨を告げ又は表示することによる契約勧誘・締結行為を追加する
<p>(25) 商品等の販売目的を告げないで、それ以外の商品等を無償又は著しく低い対価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>(25) <u>商品等の取引の目的を告げず、又は表示せずに、それ以外の商品等を無償又は著しく低い対価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 商品等の「購入」又は「提供」も対象であることを明確にする • 「表示」する場合も対象であることを明確にする
<p>(26) 消費者を集め、<u>若しくは消費者が集まっている場所において、商品等の販売目的を告げないで、それ以外の商品等を無償若しくは著しく低い対価で供給すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<p>(26) 消費者を集め、<u>又は消費者が集まっている場所において、商品等の販売目的を告げず、それ以外の商品等を無償又は著しく低い対価で供給すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 語句の修正 • 表記の統一
<p>(28) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、<u>消費者の住居等において商品等の取引を一方的に行い、あたかも契約が成立したかのように誤認させて、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<p>(28) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、<u>商品等の取引の全部若しくは一部を行い、又は取引の目的物の現状を変更し、その変更前の原状の回復を著しく困難にさせ、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 場所要件を削除 • 取引の一部を実施した場合も対象であることを明確にする • 消費者の依頼又は承諾がない場合の規定につき、「一方的に」を削除 • 誤認要件を削除 • 消費者契約法の改正に基づき、目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にさせ、契約せざるを得ない行為を追加する

<p>2 (7) 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物が種類又は品質等に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）により生じた事業者が負うべき損害賠償責任の全部又は一部を不当に免除し、若しくは契約不適合に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させる行為</p>	<p>2 (7) 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物が種類若しくは品質等に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）により生じた事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項（契約不適合における当該事業者が履行の追完責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする責任を負うこととされている場合を除く。）を設けた契約を締結させる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 語句の修正 • 損害賠償責任の決定権付与条項を設けた契約締結行為が対象であることを明確にする • 契約不適合における、目的物の修補等による履行の追完責任や不適合の程度に応じた代金又は報酬の減額をする責任を負うこととされている場合は除くことを明確にする
<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(8) 事業者の債務不履行又は債務履行に伴う不法行為により生じた損害賠償責任について、事業者の軽過失による行為にのみ適用されることが明確に記載されていない責任の一部を免除する免責条項を設けた契約を締結させる行為</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者契約法の改正に基づき、免責範囲が不明確な条項を設けた契約締結行為を追加する